

29 危険物施設

【関連章第7章12】

事例2 「給油取扱所内において静電気でガソリンに引火した火災」

出火時分 12月 20時頃
用途等 給油取扱所の給油空地内
選解任 該当選任あり 危険物保安監督者
被害状況 ガソリン若干焼損
概要

この火災は、給油取扱所の給油空地から出火したものです。

出火原因は、セルフ式の給油取扱所で給油を実施した利用客に静電気が帯電していたことから、発生した静電スパークにより滞留していたガソリンの可燃性蒸気に引火し出火したものです。

セルフ式の給油取扱所で給油を実施した利用客は車を発進させようとしたところ別の利用客からキャップの閉め忘れを指摘されたことから、給油口側へ戻りキャップを閉めようとしたところ給油口付近から炎が立ち上がりました。

火災を発見した利用客は従業員に知らせ、知らせを受けた従業員は給油取扱所内の消火器を使用して初期消火を実施しました。

教訓等

自動車等に使用されるガソリンは揮発性が高く、真冬の時期でも引火危険のある可燃性蒸気が発生します。また、空気と混ざった可燃性蒸気は静電気などの小さな火源でも引火してしまうことから注意が必要です。セルフ式給油取扱所を利用するときは静電気除去パッドに触れるなどの帯電防止措置を必ず実施するようにしましょう。



写真 29-3 防犯カメラの映像



写真 29-4 給油口に付着した煤

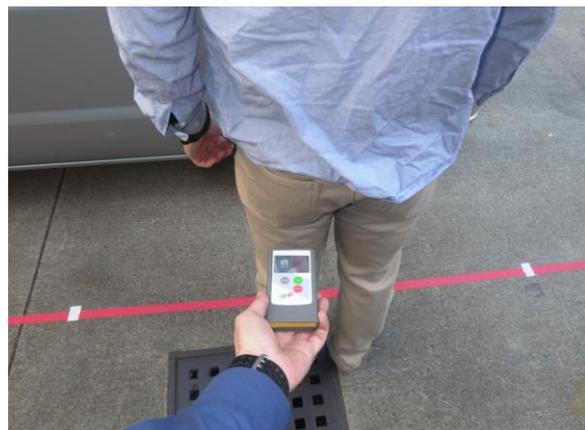


写真 29-5 帯電測定状況